

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年8月16日

案件名	千木良保育園跡地におけるふれあい広場の整備について					
所管	市民	局区	部	市民協働推進課		
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動の促進				
	効果測定指標	地域の活動への参加率			施策番号	42
		R4	R5	R6		
	事業効果 年度目標		54.7%			

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	○千木良保育園跡地をふれあい広場として整備することについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事案概要

令和3年度で閉園となった千木良保育園の跡地について、地域からふれあい広場として整備して欲しいとの要望があった。当該土地は、土砂災害警戒区域に指定されていることや、市の防火水槽が埋設していることなど、売却に課題がある土地であるとともに、地域には、自由利用ができる広場がなく、地域活動の促進が期待できるため、ふれあい広場として整備するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内調整	事業実施・整備 条例改正	供用 ・維持管理費(アダプト、電気代、水道代)				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(総務費)		0	35,042	83	83	83	83	83
うち任意分		0	35,042	0	0	0	0	0
特財		0	0	0	0	0	0	0
国、県支出金		0	0	0	0	0	0	0
地方債	75%	0	26,250	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		0	8,792	83	83	83	83	83
うち任意分		0	0	0	0	0	0	0
捻出する財源 2		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		0	8,792	83	83	83	83	83
元利償還金(交付税措置分を除く)		0	0	0	0	0	0	0

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他(維持管理費は枠内予算から捻出)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								
10	11	12	13	14	15	16	17		
	○							○	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	R5.12	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業の方向性について【調整済み】
財政課	事業経費・財源について【調整済み(一般単独事業債の充当については庁内の意思決定必要)】
アセットマネジメント推進課(旧 経営監理課)	資産活用について【調整済み】
総務法制課	条例改正のスケジュール等について【調整済み】
公共建築課	トイレ等の建築物の整備費用について【調整中(庁議後に積算を依頼)】
こども・若者政策課、保育課	千木良保育園の跡地利用について【調整済み】
津久井地域環境課	砂舗装、ネットフェンス等の費用について【調整済み】
消防総務課、警防課	防火水槽、消防団詰所の給水管について【調整済み】
緑区役所区政策課、相模湖まちづくりセンター	地域の要望、地域の現状について【調整済み】
	令和4年2月3日関係課長打合せ会議開催

備考	令和3年9月22日 千木良地区ふれあい広場選定委員会より要望書提出
----	-----------------------------------

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (8/4)

【ふれあい広場整備とした理由について】
なぜふれあい広場とすることとしたのか。
地域からもふれあい広場の整備ということで要望があり、その後、地域にヒアリングなどを行った結果、多くの年代の市民が活用できる広場ということで、ふれあい広場としての整備を進めていくこととした。2月3日の関係課長打合せ会議でも整備をすることで進めていって良いのではないかと意見をいただいている。

【跡地利用について】
アセットマネジメント推進課では、今年度、跡地利用について検討する庁内横断組織を作った。本案件については、2月3日の関係課長打合せ会議の結果を踏まえて、ふれあい広場として整備していくということで承知している。

【整備費用について】
整備費は今後圧縮していく可能性があるのか。
地域と調整していく。
トイレなどは近隣施設に利用させてもらうなどの方法が取れないか。
公民館がすぐ近くにあるが、グランドレベルに違いがあるため遠回りしなければならない。但し、地域には、トイレについては、公民館のものを使用してもらう可能性があることは伝えている。また、給水管については、既存のものを利用できると聞いている。

【財源について】
推進プログラムに載っているのか。
載っている。
局の中では優先順位は高いものであるという認識で良いか。仮に推進プログラム等の関係で先送りなどとなった場合は、局枠予算で対応できるか。
調整していきたい。
防火水槽を移す場所はあるのか。
公民館や学校などの施設はあるが、調整は行っていない。



千木良保育園跡地における ふれあい広場の整備について



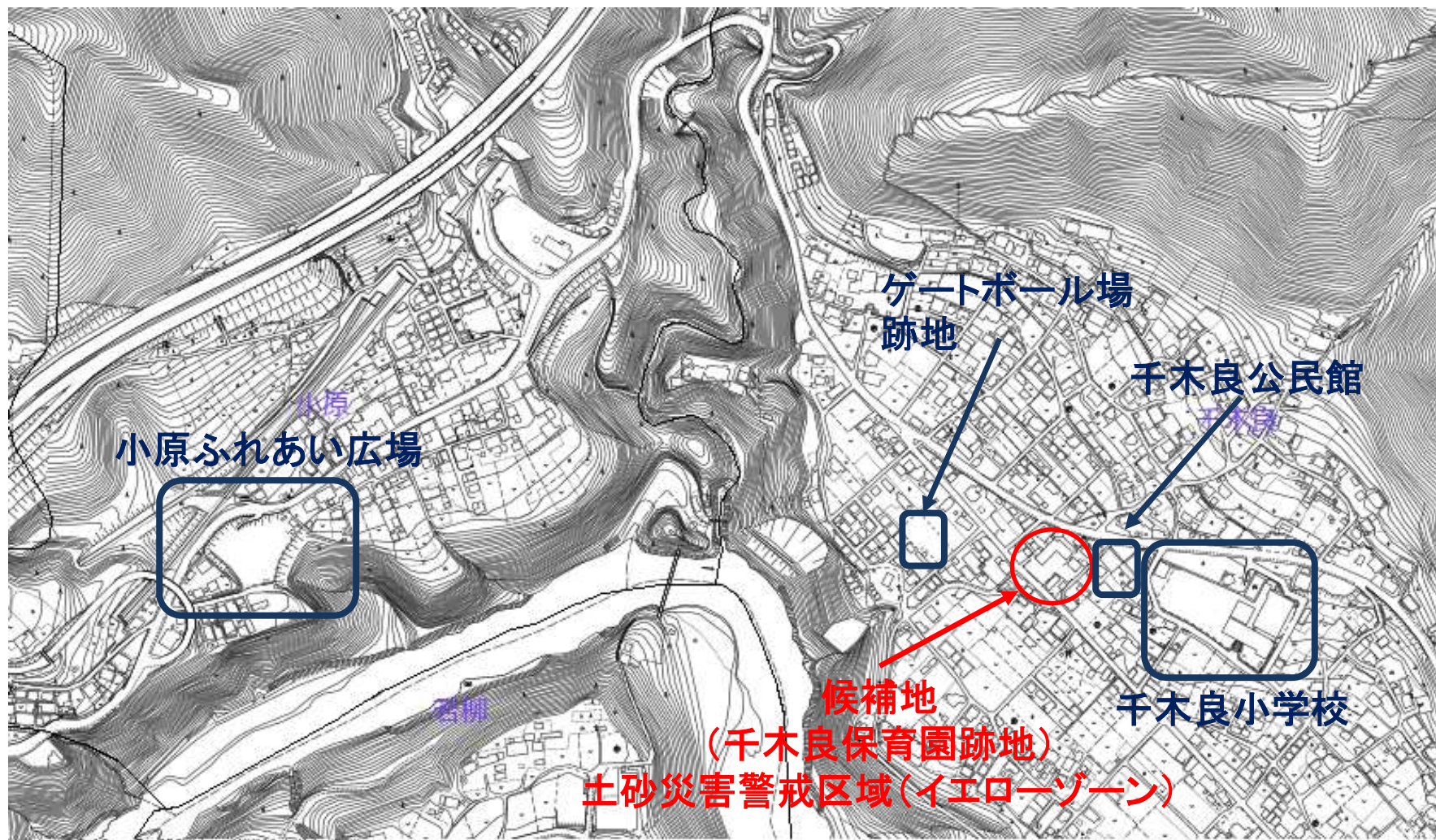
令和4年8月16日 市民協働推進課

地域の概要

<千木良地区の概要>

相模湖地区自治会連合会の3中間連合の1つ地区内(大字内)

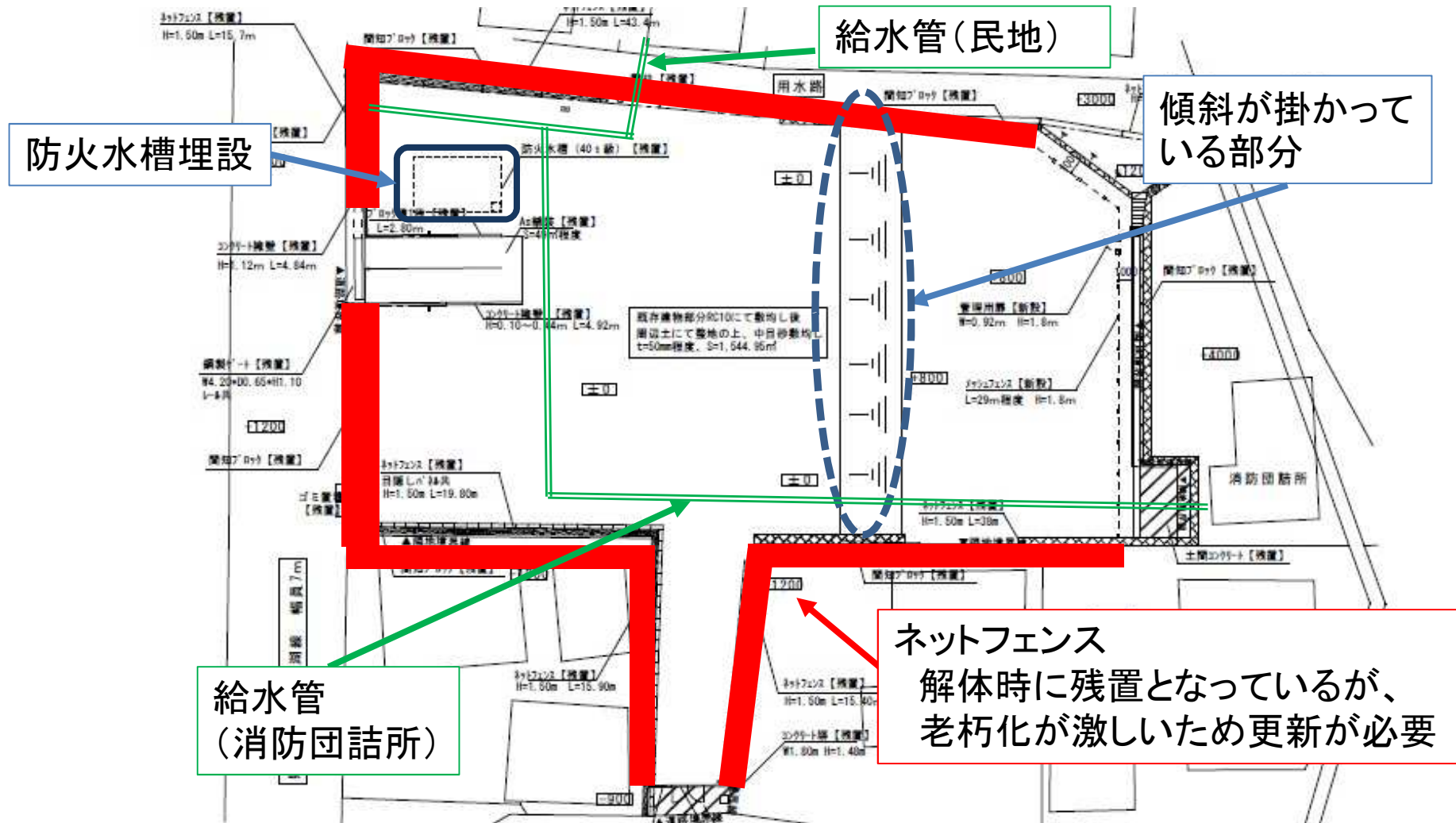
人口 1,631人(令和4年1月1日現在 住民基本台帳人口)



整備地の概要

◆所在地 緑区千木良983番地1外1(土砂災害警戒区域)

◆用地 市有地(保育課) ◆面積 1544.95m²(登記簿地目:宅地・雑種地)



候補地選定理由（要望書から抜粋）

- (1) 千木良保育園は地区としても愛着があり、その場所を子供の遊びや自治会等の活動の場として公共的な利用ができることは地区住民の念願であること。
- (2) 候補地は立地的に千木良地区自治会区域の中央に位置しており、住民が集まりやすく地域の拠点として多くの利用が見込まれること。
- (3) 民間との土地賃貸借契約と違い、市有地であるため安定した用地の確保ができること。
- (4) 市が無償で借用している候補地近隣の「千木良ゲートボール場」について、貸付人の申出により当該用地の一部を年内に返還する予定であり、従前どおりの使用が難しくなり、代替地の検討が必要であること。
- (5) 候補地の隣地には消防団第三分団詰所があり、地域との防災活動の拠点として活用できるうえ、埋設されている防火水槽を引き続き確保できるとともに、移設費用が不要となること。

経過等

■一般的な設置までの手順

- ①地域住民による広場選定委員会で候補地を選定し、要望書を提出
- ②市で検討を行う
- ③広場整備
- ④条例改正
- ⑤供用開始

■経過

- H 30.12 相模湖地区自治会長会議で千木良保育園の方針説明(保育課)
- R 3.9 千木良地区ふれあい広場選定委員会より要望書受理
- R 3.12 千木良地区へ要望に関する意見聴取

■千木良地区ふれあい広場選定委員会

【広場選定委員会構成団体】

- | | |
|----------------|---------------|
| ①千木良地区自治会連合会 | ②相模湖地区社会福祉協議会 |
| ③相模湖地区公民館運営協議会 | ④千木良小学校PTA |
| ⑤千木良地区老人会 | ⑥相模湖地区スポーツ推進員 |

ふれあい広場とは

- **概要**: 軽スポーツ、レクリエーションなどに利用する
市民のコミュニティ活動促進のための多目的広場
- **設置場所**: 全市で40か所設置(令和4年4月現在)
- **設置基準**: 各公民館区2か所を上限に設置可能。但し、旧4町は
地区自治会連合会に属する中間連合数を上限に設置可能。
➡ 相模湖地区は1広場設置済み(小原ふれあい広場)で、
中間連合が3つあるため3広場設置可能
- **面積**: 概ね1,000m²~2,000m²
- **管理**: 管理運営委員会(又は自治会)を設置し、生垣や低木の剪定、
側溝の清掃等をアダプト制度で行う。
- **設備**: 防球ネット・防犯灯・清掃用具保管庫・便所・水飲み場等を
必要に応じて設置することができる。

売却と整備の比較

	財政効果・影響	懸念事項等
売却	<ul style="list-style-type: none">・土地の売却による歳入増(5千万円～6千万円弱見込)・敷地内に埋設されている防火水槽の撤去費用(3百万円)、新設費用(2千万円)が必要。・隣地の消防団の詰所の給排水管が埋設されているため、撤去新設費用(1千5百万円)が必要。	<ul style="list-style-type: none">・売却等取引にあたり、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)内である旨について重要事項の説明を行うことが義務づけられているため、土地そのものの売却が順調であるかは不透明である。
整備	<ul style="list-style-type: none">・地域の要望どおりの付帯設備を用意した場合に、約3千5百万円程度の整備費を想定(地域との対話を続け、市の財政状況を理解していただき、圧縮を図る)。	

付帯設備等地域からの要望

付帯設備	要望
① 防球ネット	高さ4mで、国道20号側間地ブロック以外の3面に設置(費用面で困難な場合はこの限りではない。)
② 防犯灯	既存灯3本が撤去されるため可能な限り設置。
③ 清掃用具保管庫	設置(園庭の端側)
④ 便所	可能な限り設置(園庭の端側)
⑤ 水飲み場	設置(園庭の端側)

予算積算

<整備費>

	付帯設備	金額(概算)
①	ネットフェンス及び砂舗装等	18,000 千円
②	防犯灯	1,700 千円
③	清掃用具保管庫	300 千円
④	便所(RC造)	12,000 千円
⑤	水飲み場	3,000 千円

<維持管理費>

	管理費等	金額(年間)
①	街美化アダプト支援費	46 千円
②	水道料金	19 千円
③	電気料金	18 千円

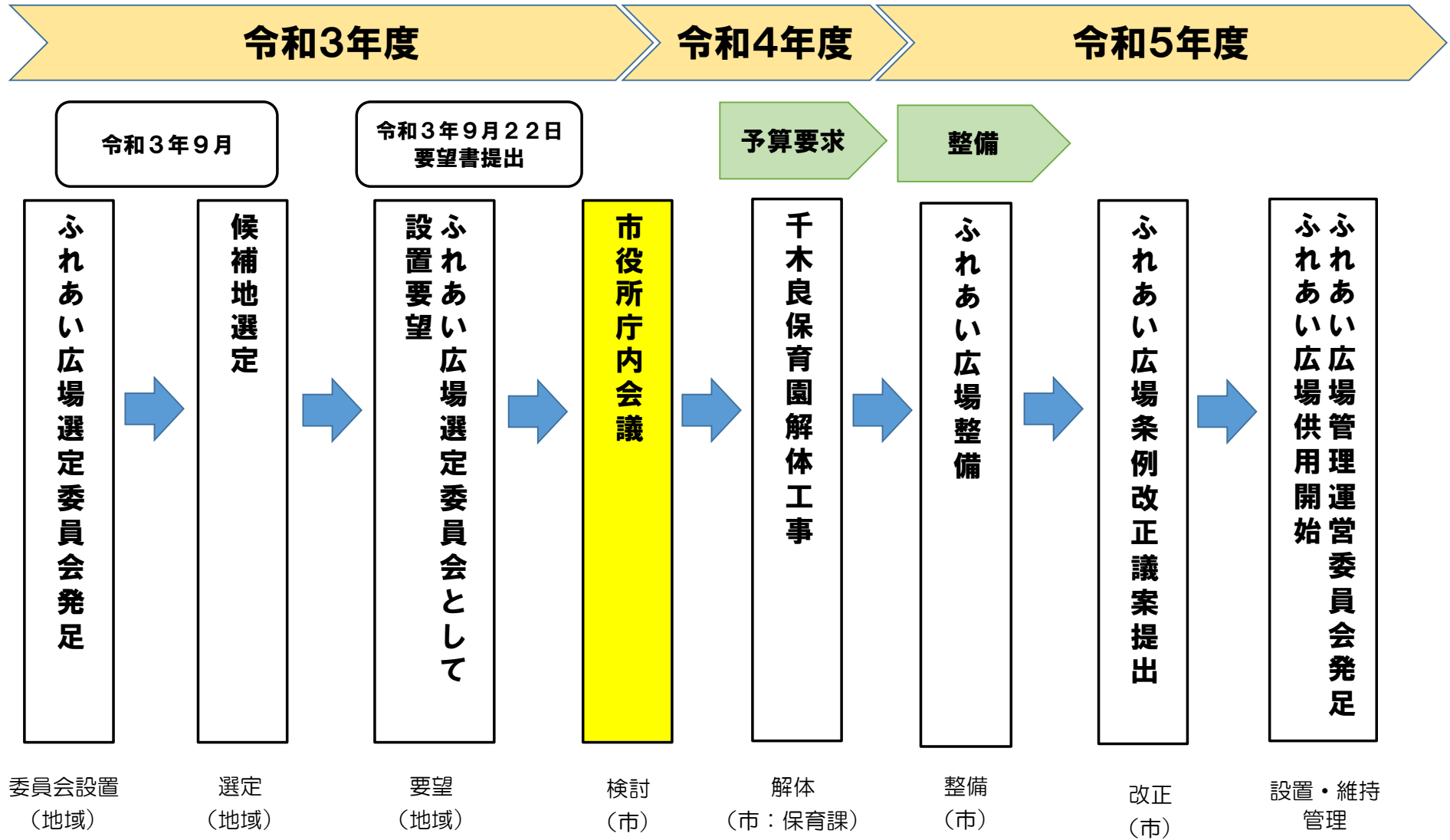
方針

ふれあい広場の設置について、設置基準を満たすものであり、地域からの要望があること、地域において様々な利用の想定があり、当該広場の設置により、ふれあいのある明るいまちづくりに向け、コミュニティ活動が促進されるものと考えられる。

当該地の売却が市にもたらす利益よりも、中山間地である当該地域の活性化によって、市民生活の向上に資するものと考え、千木良保育園跡地を、ふれあい広場として整備していきたい。

但し、整備については地域と対話を続け、なるべく圧縮して整備をできるように理解を求めていきたい。

スケジュール



第4回 決定会議 議事録

令和4年8月16日

1 千木良保育園跡地におけるふれあい広場の整備について

【市民局市民協働推進課】

(1) 主な意見等

- (総合政策・少子化対策担当部長) 相模湖地区の3つの中間連合はどの地区を指すのか。
(市民協働推進課長) 相模湖地区の中間連合は、千木良地区、与瀬地区、小原地区である。
- (総合政策・少子化対策担当部長) ふれあい広場のない与瀬地区からの要望等はあるか。
(市民協働推進課長) 要望はない。
- (財政局長) そもそも、市として、増やしていく方向性なのか、今回の提案は地域の要望に対応したものなのか。要望のみを根拠にふれあい広場を設置するのはいかがかと思われる。
ふれあい広場条例等ではどのように規定されているのか。
(市民協働推進課長) ふれあい広場設置基準では、各公民館区に2箇所を限度として設置できるとなっている。
(財政局長) 本件の候補地は市有地であり、市有地についてふれあい広場を増やす方向性であれば、地域の要望に対し、跡地利用について庁内調整をした結果、地域の要望に応じることになった点は一定の理解ができるものの、市有地の未利用地の使用についてあらかじめ考え方が示されているべきである。また、整備費を市が全額負担しなければならないのか、実際に使用する地域住民に負担を求めることはできないのか。
(市民協働推進課長) これまでもふれあい広場の整備費等は市が負担している。子どもの広場は地域の方が負担していることもあると伺っている。
- (財政局長) 条例によって、ふれあい広場は市が設置し、市が整備すると定められているが、付帯設備については地域の要望に応じているとのことで、これを機に付帯設備の有無等についても、地域との対話の中で、金銭的な理由にならないように一定の基準を設けたほうが良いと思われる。
(市民協働推進課長) 各地域で使用ルールを定めていただき、そのルールに則り必要な設備を設置している。
(財政局長) その使用ルールは市民協働推進課で管理をしているのか。
(市民協働推進課長) 内容は把握しているが、地域が管理をしている。
- (財政担当部長) ふれあい広場の設置は直近ではいつ頃か。
(市民協働推進課長) 平成30年に城山ふれあい広場を設置している。
(財政担当部長) コミュニティの増進のため市が設置する広場だが、地域の要望を受けて設置を検討するというスキームになってしまっている。本件については、未利用資産の活用の観点で検討されていると認識している。地域の要望に対して、むやみにふれあい広場を設置しているのではなく、本件のように未利用資産の有効活用など、設置にかかる市の考え方を整理する必要があると思われる。
- (財政局長) 整備する付帯設備の基準はあるのか。

(市民協働推進課長)相模原市ふれあい広場設置基準の中で設置可能なものを規定している。

(財政局長)設置基準にある「必要に応じて」という部分は地域との対話の中でその都度決めていくことになるということか。

(市民協働推進課長)その通りである。

- (総合政策・少子化対策担当部長)全市40カ所にあるとのことだが、設置基準にある2カ所設置を満たしていない地区はあるのか。課題となる地区はあるのか。

(市民協働推進課長)公民館区で小山地区、横山地区、光が丘地区、陽光台地区、橋本地区、大沢地区、新磯地区、相武台地区は1箇所しかない。1箇所もないのは麻溝地区。城山地区は基準より1箇所少なく、津久井地区も中間連合が5つある内ふれあい広場は3箇所しかない。藤野地区は1箇所もなく、よく話題にはなる。

- (市長公室長)設置基準について、人口が減少していく状況の中で、子どもの広場等の類似施設があるにもかかわらず、一律で各公民館区に2箇所とするのは適正なのか、設置基準を見直す必要があると思われる。また、整備費の負担についても、地域の要望によって整備費が増減するのではなく、市として予算の上限や負担の割合を定めるなど、見直すべきであると思われる。他局との総合調整を行い、市としての考え方を定める必要があると考えており、検討してもらいたい。どのような利用を想定しているのか。

(市民協働推進課長)ゲートボール、グランドゴルフ、ドッジボール、どんど焼き、防災訓練などを想定している。

(市長公室長)ゲートボールはどれくらいの頻度なのか。

(市民協働推進課長)ゲートボールは週3回ほどであり、グランドゴルフは週2回ほど実施されている。

- (市長公室長)消防団詰所との行き来は可能か。

(市民協働推進課長)細い道だが、徒歩であれば行き来は可能である。

- (市長公室長)民家への水道管について、切り直し工事を実施するのか、賃貸借契約を締結するのか、どうするつもりなのか。

(市民協働推進課長)保育課との調整が必要だと考えている。おそらくかなり昔からこのような状態が続いており、既得権もあろうかと思われる。水道管をそのままに、使用料をいただくことなども考えなければならぬと認識している。

(市長公室長)何も承諾や契約はしていないのか。

(市民協働推進課長)現在、何もなし。

(市長公室長)何かしら取り決めをする必要があると思われる。

- (市長公室長)防犯灯を撤去するとあるが、もう使えないのか。また、フェンスはどうするのか。

(市民協働推進課長)老朽化しており、確認したところ危険であるため撤去したほうが良いとのことで、建物と一緒に撤去される予定である。フェンスはそのまま残し、修繕して利用する予定である。

- (市長公室長)維持管理費について、全国市長会市民総合賠償補償保険が記載されていないが、どうなっているのか。

(市民協働推進課長)管財課が一括して加入しているので、記載していない。

- (市長公室長)イエローゾーンであるため売却が難しいとのことだが、不動産業者への確認はしているのか。

(市民協働推進課長)資産税課へ確認し、候補地近辺での土地の売買は無いとの回答を得ている。

○(市長公室長)改正条例案の前にふれあい広場を整備してよいのか。

(市民協働推進課長)総務法制課との調整では、供用開始前に条例を改正することが一般的であると回答を得ている。

(総務法制課長)これまではそのようなスキームで進めている。

(市長公室長)本来であれば、予算と条例改正を同時に上程したあとに供用開始日等を設定するのではないかと。議会軽視とされてしまうのではないかと。

(市民協働推進課長)改めて調整を進めてまいりたい。

(市長公室長)条例改正が、ふれあい広場の設置における議会の判断となるため、これまでのスキームが正しかったのか、再度確認をしてもらいたい。

(総務法制課長)確認させていただく。

(市民協働推進課長)城山ふれあい広場を設置する際は、このようなスキームで進めていた。

○(市長公室長)事案調書では議会への情報提供なしとなっているのが、条例改正なので、部会への説明するのではないかと。

(市民協働推進課長)総務法制課の担当者との調整では、ふれあい広場の追加であるため不要との回答を得ている。

○(財政局長)地域と直接やりとりする部署であり、一筋縄ではいかないことも理解しているが、可能な限りで取り組んでもらいたい。

○(市長公室長)確認が必要なところは、再度確認していただき、整備費をなるべく抑えていただくとして、原案のとおり承認する。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

以上